

# 東北女子大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 東北女子大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、東北女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神「教育を生活の中に活かせ」「高い教養と正しい躰を身につけよ」「常に希望をいだき時代と共に歩め」の三か条に基づき、大学の使命・目的及び教育目的を明確に学則に定めている。これを家政学部健康栄養学科・児童学科の三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映させるとともに、大学案内、学生便覧及び大学ホームページ等で学内外に周知している。また、社会情勢等の対応として、教育目的や学科の名称変更、取得免許等の見直しを適切に行っている。

使命・目的及び教育目的を達成するために、学長の諮問機関として戦略的課題及び中長期計画等の重要事項を検討する「大学運営会議」を設置し、教授会、学科会議、各委員会及び事務組織等を置くなど必要な教育研究組織を整備している。また「東北女子大学教職員協働による学生支援規則」等の整備を進め教職協働の体制を構築している。

#### 「基準2. 学修と教授」について

教育目的を踏まえ、健康栄養学科・児童学科のアドミッションポリシーを定め、適切な学生受入れ数の維持に努めている。教育目的を踏まえた教育課程を編成するとともに、地域課題に取り組む授業を積極的に推進している。

「助言教員制」「協力教員」を活用しながら学生の学修支援や生活支援に当たる体制を整備するとともに単位認定、卒業要件を適切に運用し、中途退学者は極めて少ない。キャリア支援については、相談及び助言体制を整え、免許・資格取得を生かした高い就職率を達成している。また、「学生生活に関する実態調査」「『授業改善』のための調査」等を実施し、恒常的に教育目的の達成状況の評価に努めている。

教員数及び教授数は基準数を満たし、年齢構成のバランスも考慮しながら必要な各学科の専任教員数を確保している。校地、校舎、設備、実習施設及び図書館等は整備され、適切に管理・運営されている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

学校運営に関する諸規則を適切に定め、経営の規律と誠実性を維持しながら、高等教育機関としての社会的責務を果たす努力を行っている。寄附行為にのっとり、理事、監事が選任され、重要事項に関する審議及び決定を実施するなど適切に理事会が運営されている。法人と大学は、定期的な意見交換や報告等が行える体制を整えており、大学においては学長の適切なリーダーシップのもと、組織的な情報の共有と連携を図った業務執行がなされている。

学校法人は支出超過が続き、財務基盤の確立を図ることが望まれるが、さまざまな改善施策が計画されており、今後の財務基盤の安定化が期待できる。

会計処理は、会計基準に準拠し、「柴田学園経理規程」に基づいて適切に行われている。独立監査法人による会計監査、監事による業務執行及び財産の状況等の監査等が実施されており、監査体制は整備され、適正に会計処理が行われている。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

学長を委員長とする自己点検・自己評価委員会は、自己点検評価手順マニュアルに基づき、事務局、学生課、学務課、各委員会及び地域資源活用研究センター等の各組織から『授業改善』のための調査「学生生活に関する実態調査」等のデータを収集・分析し、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価としてまとめている。また、毎年度の自己点検・評価の活動に加え、適切な間隔でその結果を「自己点検評価書」としてまとめ、教職員に配付し学内で共有するとともに、大学ホームページで広く社会に公表している。

「自己点検評価書」で指摘された課題については、各部門、委員会等が問題解決に努めており、その結果として、学科会議の活性化、「大学運営会議」の組織化及び教員の年齢バランスの解消等が行われ、さまざまな場面で PDCA が効果的に働いている。

総じて、大学の使命・目的の達成に向け、学長のリーダーシップのもと、適切に教育・研究・地域貢献活動が実践されている。特に「助言教員制」「協力教員」を効果的に活用しながら、全教職員が協働して学生の学修支援や生活支援に当たる体制は、中途退学者が極めて少ないことや、免許・資格取得を生かした高い就職率の達成につながっている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

大学の建学の精神は、「教育を生活の中に活かせ」「高い教養と正しい躰を身につけよ」「常に希望をいただき時代と共に歩め」の三か条である。この建学の精神に基づき、大学の使命・目的及び教育目的は、「東北女子大学学則」第 1 条において「家政学に関する高度の

学術技芸を教授研究し、国民文化の向上と社会開発に寄与する専門的教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い民主的な文化国家及び社会の有為な形成者となるべき指導的女性を育成することを目的とする」と明確かつ簡潔に文章化されている。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 【理由】

大学の個性・特色は、建学の精神の三つの教育理念「教育を生活の中に活かせ」「高い教養と正しい躰を身につけよ」「常に希望をいだき時代と共に歩め」であり、この精神は大学の使命・目的及び健康栄養学科・児童学科の教育目的に反映されている。使命・目的及び教育目的は学則に明文化され、学校教育法第 83 条及び設置基準等の法令を遵守している。

社会情勢等への対応として、大学を青森県の健康を支える地域の拠点と位置付け、家政学科を健康栄養学科に改称し、管理栄養士国家試験受験資格の取得ができるようにするとともに、児童学科では保育士資格と幼稚園教諭免許が取得できるようにするなど、教育目的や学科の名称変更及び取得免許等の見直しを適切に行っている。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

### 【理由】

大学の使命・目的及び教育目的の策定等は、定められた手続きにのっとり、教授会、評議員会及び理事会の審議を経ており役員、教職員が関与・参画している。建学の精神や大学の使命・目的及び教育目的は、健康栄養学科・児童学科の三つのポリシーに反映するとともに、学生便覧、大学案内等に明示している。これらは、入学式、卒業式及び新入生オリエンテーション等での講話、学園報、大学ホームページ及び大学説明会等を通して学内外に周知されている。

使命・目的及び教育目的を達成するために、学長の諮問機関として戦略的課題及び中長期計画等の重要事項を検討する「大学運営会議」を設置し、教授会、学科会議、各委員会

及び事務組織等を置くなど必要な教育研究組織を整備している。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

アドミッションポリシーは、学則の教育目的を踏まえ、健康栄養学科・児童学科ともに「教育目標」「求める人材像」「高等学校まで培ってきた能力評価の仕方」の三つに区分され具体的かつ明確に定められており、大学案内、学生募集要項、学生便覧及び大学ホームページ等で公表し、周知している。なお、大学全体のアドミッションポリシーに関しては、現在策定中である。また、アドミッションポリシーに沿って、複数の形態で学生募集が行われ、学長を委員長とする入学試験委員会によって適切に運用されている。入試問題については、入試委員の専任教員によって作成・採点が行われている。

平成 28(2016)年度の入学定員充足率は過年度に比べて低下しているが、収容定員は確保されている。適切な学生受入れの維持のために、今後一層の工夫を期待するが、入試形態、定員枠の見直し、実施方法、あるいは対外的発信の強化を図る等さまざまな側面で検討されている。

### 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

教育目的を踏まえ、地域の大学や行政と連携し地域課題に積極的に取り組む授業を取入れ、学科別の教育課程編成方針を適切に設定し、学生便覧等に明示している。児童学科においては、教育課程編成方針に即した体系的な教育課程を編成しているが、健康栄養学科は平成 27(2015)年度に実施した学科の改称とともに、カリキュラムポリシーも大幅に改定され、

経過年次とともに修正等が加えられている。

全ての科目について、授業内容・方法に関してシラバスに示し、『授業改善』のための調査を行い、結果を分析するとともに組織全体で授業改善に取り組んでいる。成績評価については、免許・資格取得に伴い履修単位の上限を超過する学生が多く、一層の単位制度の実質を保つための工夫が期待されるが、個別指導等教育の成果を保証する工夫が実践されている。

#### 【参考意見】

○健康栄養学科では、1年間に履修登録できる上限設定が学年によって偏りが大きく、免許・資格取得を含めて教育の成果を保証する工夫が望まれる。

### 2-3 学修及び授業の支援

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

#### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 【理由】

「東北女子大学教職員協働による学生支援規則」を定めており、全学的な教職協働の支援体制が十分に整備されている。学生の修学及び生活に関する助言や指導は、クラス主任、卒業研究指導教員及び学務課や学生課の教職員を中心に全学的に協働し円滑になされている。

大学院は設置されておらず、従って TA 制度は導入していないが、代わるものとして助手あるいは助教が学修のサポートを担っている。また、学生相談室を設置し、学修及び授業支援に関する学生の意見をくみ上げる仕組みを整え、学修支援に反映させている。

#### 【優れた点】

○「東北女子大学教職員協働による学生支援規則」「助言教員制」「協力教員」を定め、全教職員が協働して学生の学修支援に当たっていることは、中途退学者が極めて少なく、免許・資格取得を生かした高い就職率につながる成果であり、高く評価できる。

### 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

単位認定、卒業要件は学則に明文化され「履修規程」「履修内規」を設けて厳正に適用し

ている。GPA(Grade Point Average)は留学の対応以外で活用していないが、成績評価基準は明確に定められており、学修及び免許・資格取得の指導に利用されている。シラバス上で、全ての科目を対象に、授業計画及び単位認定方法と評価割合を示している。また、科目の到達目標と学士力の関係を明確にしている。

学位授与に関しては、学務委員会で卒業判定資料により卒業に関わる事項を審議した上で、教授会で提案・審議しており、適正な運営が行われている。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 【理由】

学生課及び受験対策委員会等を中心にキャリア支援体制を構築している。キャリア支援のための年間スケジュールや企業向け学生紹介パンフレット等を作成し、就職資料室に置くことで情報収集を行いやすい環境を整備し、加えて相談及び助言体制を整えるなど適切に運営している。また、免許・資格取得者が多く学外実習が充実しているため、インターンシップを課程内では取入れていないが、個別にインターンシップに参加する学生に対しては、大学を介して行っている。

「関東圏ネットワーク懇談会」を大学主催で毎年1回実施し、卒業生間の相互支援に役立てているとともに、懇談会の機会を利用し、教育委員会や企業訪問を実施し卒業生の動向の把握に努めている。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発については、就職について「進路決定率」という尺度を設け、卒業生が免許や資格を生かしてどのように進路を決定したかを調査し、就職指導の改善に活用している。学生生活については、「学生生活に関する実態調査」を実施し、学科別、学年別の傾向等を統計的に分析した結果を「学生生活に関する実態調査報告書」としてまとめ、修学指導や学生生活支援に役立てている。

教育内容・方法及び学修指導等の改善については、学生による授業アンケート『授業改善』のための調査を実施するとともに、教員による『授業改善』のための調査を併せて実施し、それらの結果について分析を加えた内容を『授業改善』のための調査報告書



としてまとめ、これを授業改善の資料としている。また、毎年「授業研修（公開授業）」を行い、参観した教員が評価結果を授業担当者にフィードバックしている。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

#### 【理由】

「東北女子大学教職員協働による学生支援規則」にのっとり、学生委員会、学生課、学生相談室及び保健室等さまざまな組織や体制が連携して、学生生活の安定のための支援を行っている。特に、開学以来採用している「助言教員制」によって学生の指導や相談を充実させている。学生の課外活動については、学友会の執行委員会、公認団体等に専任の教員を配置し、学生課とともに教職協働で支援している。また、各行事等の終了後には学生主体の反省会やアンケートを毎回実施して学生の意見や要望を把握し、具体的な改善につなげている。奨学金制度については、大学独自の「柴田学園奨学金」「柴田学園家計急変奨学金」によって学生個々の学業や経済事情に応じて実施している。

学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用については、「学生生活に関する実態調査」を実施し、分析結果を改善に役立てている。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

#### 【理由】

教員数及び教授数は関連する法令等で定められている基準数を満たし、必要な各学科の専任教員数を確保している。教員の採用・昇任は、教員選考規則、資格審査基準、研究・教育活動計画書、実施結果報告書及び教育研究業績書等に基づくとともに、年齢構成のバランスも考慮しながら人事委員会で適切に運用している。また、FD 研修を実施するとともに、研究計画と報告書の提出義務化、研究費の増額制度及び奨励研究費の設定等、PDCA を踏まえた資質・能力向上が組織的に図られるようにしている。

教養教育は、自然科学、人文・社会科学、外国語領域及び基礎技術の 4 分野を共通教養科目として設置し、カリキュラム委員会、学科会議、学務委員会等を通して組織的に編成

し実施している。

## 2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

### 【理由】

校地、校舎等は設置基準を上回る面積を有しており、図書館、体育館及びコンピュータ実習室等の施設・設備及び管理栄養士養成校としての実習室や実験室等が整備されている。図書館に図書管理システムを導入し、蔵書検索や自動貸出し等が円滑に行える設備を整えるとともに、授業終了後も学生が学修できるよう配慮している。校舎は耐震基準に適合し、バリアフリー化に対応している。

学年・学科でクラス制をとり、健康栄養学科は1クラス40人程度、児童学科は30人から60人程度の学生数で授業が実施され、実習等では更にクラスをA・Bの二つに分けるなどして、教育効果が上がるように工夫している。施設・設備の改善については、「学生生活に関する実態調査」によって学生の意見をくみ上げて、改善等に対応している。

## 基準3. 経営・管理と財務

### 【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

## 3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

### 【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

### 【理由】

「学校法人柴田学園寄附行為」に法人の目的が明示され、法人の業務決定は理事会において行われている。大学の運営は、学校教育法、私立学校法及び設置基準等に合致した各種規則に基づき適切に行われており、学科会議及び各委員会で審議した事項は原則月1回

開催している教授会で討議し最終的に学長が決定しているなど、大学の使命・目的の実現に向け継続的な努力がされている。

危機管理規則、危機管理基本マニュアル及び教職員間の緊急連絡網を定め、必要に応じて防犯ブザーを学生に貸与し通学時の安全を図るなど、危機に備えるとともに、学生及び教職員参加の消防訓練を実施している。また、個人情報保護、ハラスメント防止及び公益通報に関する規則等を整備し、環境保全、人権、安全にも配慮している。教育情報及び財務情報は大学ホームページで適切に公表されている。

### 3-2 理事会の機能

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

##### 【理由】

寄附行為に基づき理事・監事は選任され、理事の理事会への出席率も良く、理事会の補佐体制は法人事務局が担い、法人の重要事項等に関する審議及び決定は理事会で行われている。また、監事は常に理事会に出席し、法人の業務及び財産の状況について理事会に対して意見を述べており、寄附行為及び私立学校法に基づいて理事会は適切に運営されている。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

##### 【理由】

学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正の趣旨に基づき、平成 27(2015)年度に学則を変更し、教授会の位置付け及び役割を明確に定めている。

学長、学部長、学科長等で組織する「大学運営会議」を原則毎月 1 回開催し、学長による円滑な大学運営の遂行を補佐する体制を整えている。また、学長が教授会の議長、自己点検・自己評価委員会、人事委員会及び入学試験委員会の委員長を兼任するなど、学長はリーダーシップを発揮しており、大学の意思決定と業務執行は適切に行われている。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

#### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### 【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

#### 【理由】

大学の運営を預かる学長、学部長等は理事会の構成員ではないが、学長と理事である法人本部事務局長との間で定期的な意見交換を実施し、理事長に報告又は意見を伝える体制が整っている。また、大学事務長が教授会に陪席し大学教職員に対し情報を適切に伝達するなど、情報の共有化と連携・コミュニケーションは円滑に行われている。

監事は寄附行為に基づき選任され、理事会・評議員会に毎回出席し、法人の業務等をチェックし、監査報告書を提出するなどガバナンス機能を果たしている。評議員は寄附行為に基づき選任され、評議員会への出席率は良く役割を果たしている。

理事会において理事長は議長となり、法人の重要事項等に関してリーダーシップを発揮している。また、教員からの意見・要望は学科会議及び各委員会を通して大学運営に反映させている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

「柴田学園組織規程」「柴田学園事務組織規程」「柴田学園事務分掌規程」に基づき、事務の組織、管理及び職制・職務等が定められ、事務の各部署には職員が適切に配置され業務が執行されている。

法人事務局長が理事長の命を受け法人の運営業務を担当、一方で大学事務長が学長及び法人事務局長の命を受け大学の運営業務を担当し、それぞれ業務の執行を管理している。

加盟団体等が実施する事務研修会及びセミナー等に職員が参加し、参加職員からの報告を受ける学内事務研修会を実施するなど、職員の資質・能力向上の機会が用意されている。

### 3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

**【理由】**

法人全体では過去 5 年にわたり経常収支差額の支出超過が続いており、財務基盤面は過去の蓄積の取崩しが進んでいる。その中で財務・施設・設備に関する中長期計画として「柴田学園 5 ヶ年計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」が大学をはじめ傘下の学校ごとに策定され、その計画に基づき法人の運営が行われている。

この中長期計画では、大学・短期大学部門については収支が均衡しているものの専門学校、高等学校及び幼稚園部門では、まだ資金支出超過が続いている。しかし、短期大学の校舎増設、東北コンピュータ専門学校の平成 30(2018)年度募集停止、高等学校での調理師養成コース新設及び共学化の検討等財務改善の諸施策が計画されており、これら計画の実行により収支バランスの均衡及び財務基盤の安定化が期待できる。

**【参考意見】**

○法人全体では経常収支差額の支出超過が続いており、中長期計画における収支バランス均衡にも課題が見られるため、計画している諸施策を盛り込んだ新たな財務の中長期計画を策定し、収支バランスの均衡と財務基盤の確立を図ることが望まれる。

**3-7 会計**

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

会計処理は学校法人会計基準に準拠し、「柴田学園経理規程」に基づいて適切に行われており、予算についても毎会計年度開始前に編成されるとともに、必要がある場合には補正予算が期中に組み入れ、それぞれ評議員会、理事会の承認を得ている。

会計監査は公認会計士 2 人の独立監査法人が期中及び決算時に行っており、法人内の各部門に出向いて証票類と現物を確認するとともに事務担当者の指導も行っている。

監事による監査は非常勤監事 2 人により、法人の業務執行及び財産の状況に関し監査が行われている。また、評議員会及び理事会には毎回出席し、決算案が付議される理事会、評議員会では監査報告書を作成して監査報告を行っている。

**基準 4. 自己点検・評価**

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

##### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

##### 【理由】

学長が委員長の自己点検・自己評価委員会が組織され、学則第1条2項に従って教育研究活動等の状況について、自主的に自己点検・評価が行われている。具体的には、事務局、学生課、学務課、地域資源活用研究センター、学生相談室、図書館及び各委員会等より、自己点検・自己評価委員会がデータを取りまとめて分析しており、一連の作業を自己点検評価手順マニュアルとして記録している。

自己点検・評価は3年ごとに実施されているが、これまでに指摘された課題については、その都度改善が図られるように努力している。具体的には、学科会議の活性化、地域資源活用研究センターの新設及び「大学運営会議」の組織化等大きな改革につながってきており、自己点検・評価が適切に機能している。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 【理由】

現状把握のために必要な調査・データの収集と分析は、学校基本調査においては学務課、学生課及び事務局で、「『授業改善』のための調査」はFD委員会で、「学生生活に関する実態調査」は学生課がそれぞれ行っており、また学務委員会では学生の成績データを分析し学生指導に役立てている。これらのデータ・エビデンスについては、自己点検・自己評価委員会に統計データ・エビデンス担当者が配置され、そこでデータと現状の整合性がチェックされており、エビデンスに基づいた客観的な自己点検・評価を行える体制が整備されている。

自己点検・評価の結果については、自己点検評価書としてまとめられ、教職員全員に配付されるとともに大学ホームページにおいても公開されている。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

## 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

## 【理由】

自己点検・評価の結果指摘された課題については、入学試験、修学支援、教育実践、研究教育活動及び学生指導等それぞれの分野において、各部署や各委員会が主体的に PDCA サイクルを回し課題解決に当たっており、さまざまな局面で PDCA サイクルの仕組みが構築されている。一方、自己点検・自己評価委員会については教授会において各種指示、依頼事項を必要に応じて出しており、PDCA サイクルの円滑な回転を主導しつつ教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげている。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準 A. 社会連携

#### A-1 大学が持っている物的・人的資源の活用

A-1-① 地域の活性化のために、大学と社会の連携を推進する体制の整備

A-1-② 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の活用

A-1-③ 大学と社会の協力関係

## 【概評】

多くの人材が県内から流出し、少子高齢化が顕著に表れているという社会情勢の中で、地域に根付く大学のあり方を積極的に示し先導している。従来、個別に行われてきた諸機関との連携や講座等をまとめ、大学全体としての取組みに発展させている。平成 22(2010)年に大学・学部附置の地域資源活用研究センターを設置し、大学の特色を生かし教育研究活動の成果等を発信しており、地域の諸機関、企業、団体等と地域資源を活用し地域の活性化に貢献している。大学施設を開放するとともに、毎年、教職員や学生等による公開講座、出前講義及びタイアップ事業を実施しており、受講者等からも好評を得ている。また、「地域の課題を理解し、地域の発展を考える」をテーマとして、学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアムの構成大学の一員として、地域社会との連携を図り、合同シンポジウム、公開講座等の補助事業、学生地域活動支援事業等を展開している。加えて、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」の参加校大学として、青森県内の他大学、自治体及び企業等が連携し、地域一体となり、青森県内における雇用創出や地元定着率の向上の推進を図ろうとしている。これらは全て、大学の建学の精神に基づき、大学の使命・目的を具現化した取組みといえる。

大学と地域社会、地元企業、弘前市教育委員会等との連携・協力関係を地道に築き上げ一定の成果を挙げるだけにとどまらず、学生の学修意欲や就業意欲等に対する意識向上にもつながり、「地域創生人材」育成としての地方活性に向けた活動としても高く評価できる。